

別表

| 補助区分 |   | 第1子    | 第2子    | 第3子以降  |
|------|---|--------|--------|--------|
| 1    | 生活保護世帯                                  | 6,200円 | 6,200円 | 6,200円 |
|      | 市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等に限る。）              |        |        |        |
| 2    | 市町村民税所得割非課税世帯（ひとり親世帯等を除く。）              | 3,200円 | 6,200円 | 6,200円 |
|      | 市町村民税所得割課税額が77,100円以下となる世帯（ひとり親世帯等に限る。） |        |        |        |
| 3    | 市町村民税所得割課税額が77,100円以下となる世帯（ひとり親世帯等を除く。） | 1,800円 | 1,800円 | 6,200円 |
| 4    | 市町村民税所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下となる世帯   | 1,800円 | 1,800円 | 5,600円 |
| 5    | 市町村民税所得割課税額が211,200円を超え256,300円以下となる世帯  | 1,800円 | 1,800円 | 5,000円 |
| 6    | 市町村民税所得割課税額が256,300円を超える世帯              | 1,800円 | 1,800円 | 1,800円 |

※ 「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次に該当する世帯のことです。

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

※ 「第2子以降」の補助対象となる方は、対象園児が年齢を問わず保護者と生計を一にする兄・姉等を有する場合です。

※ 区分1～3に該当する世帯は、年齢にかかわらず対象幼児に保護者と生計を一にする兄・姉がいた場合、多子計算の算定対象となります。